

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
 すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
 「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートしました。

新制度では、「子どものための教育・保育給付」が創設され、支給認定を受けて、保育園、幼稚園（新制度の給付対象となる幼稚園）、認定こども園、小規模保育事業所などを利用した場合に共通の仕組みでの給付が受けられます。なお、「子どものための教育・保育給付」は、保護者のみなさまへの直接的な給付ではなく、市から施設に支払う仕組み（法定代理受領）となります。

支給認定（保育の必要性の認定）

新制度では、保育園、幼稚園（新制度の給付対象となる幼稚園）、認定こども園、小規模保育事業所等を利用する場合には、「保育の必要性の認定（支給認定）」を受ける必要があります。

保育認定は、保護者からの申請により行われ、認定結果として認定証が市から交付されます。

認定の区分と利用できる施設

1号認定 （教育標準時間認定）

お子さまが満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園の幼稚園機能）のみの利用を希望する場合

- ・【有効期間】認定の効力発生の日から小学校就学の始期に達する前日まで
- ・【利用施設】認定こども園・幼稚園

2号認定 （満3歳以上児・保育認定）

お子さまが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

- ・【有効期間】認定の効力発生の日から小学校就学の始期に達する前日まで（保育を必要とする事由によって異なります）
- ・【利用施設】認定こども園・保育所

3号認定 （満3歳未満児・保育認定）

お子さまが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

- ・【有効期間】認定の効力発生の日から満3歳に達する前日まで（保育を必要とする事由によって異なります）
- ・【利用施設】認定こども園・保育所・小規模保育事業所等

③保育を必要とする事由

2号認定・3号認定の支給認定を受ける場合は、「保育を必要とする事由」に該当している必要があります。

①保護者が1か月あたり64時間以上労働することを常態としていること（フルタイム・パートタイム・夜間など）	⑥求職活動を継続的に行っていること ※認定の有効期間は90日程度となります
②妊娠中であるか出産後間もないこと ※おおむね産前2か月から産後2か月となります	⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）していること
③保護者が疾病・負傷、精神もしくは身体に障がいを持っていること	⑧虐待やDVのおそれがあること
④同居の親族（長期入院等している親族を含む）を常時介護または看護していること	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて、継続利用が必要であると認められること ※認定の有効期間は、育児休業の対象となるお子さまが1歳に達した後の最初の3月31日までの期間となります
⑤災害の復旧にあたっていること	⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

保育必要量の区分について

支給認定区分及び、保育の必要量によって、施設を利用できる時間が変わります。保育必要量は、「保育を必要とする事由」や保護者の就労時間等によって変わります。最大利用可能時間は、それぞれの認定区分においての給付の中で最大で利用できる時間となります(この時間の範囲で、それぞれの世帯の状況により必要な時間を設定し、教育や保育の提供を受けることができます)。

認定区分	保育の必要量 (時間の区分)	最大利用時間	保護者の就労等の状況
1号認定	教育標準時間 認定	1日おおよそ4時間程度 (園で設定する時間)	特になし
2号認定・3号認定	保育標準時間 認定	1日の最大利用可能時間 11時間まで ^{※2}	保護者のうち、より短い就労時間 ^{※1} が1か月で120時間以上の場合など
	保育短時間認 定	1日の最大利用可能時間 8時間まで ^{※2}	保護者のうち、より短い就労時間 ^{※1} が1か月で64時間以上120時間 未満の場合など

※1 認定にあたっての就労時間には、通勤にかかる時間も含まれます

※2 保育標準時間の11時間と保育短時間の8時間の設定については、市町村や事業所によって異なります

保育の必要量のイメージ

保育必要量の認定区分によって、認定こども園や保育園、小規模保育事業所の延長保育の利用が変わります
これまでの延長保育の利用と異なりますのでご注意ください
延長保育を利用した場合は、市の定める利用者負担額(保育料)の他に延長保育料金がかかります
※図でお示した時間については、参考例であり、利用される各施設によって時間の設定は異なりますので
ご利用の際にご確認ください

保育標準時間認定 (保育園・小規模保育施設・認定こども園の保育所部分)

7:30	標準時間認定利用時間(利用可能な時間) 11時間	18:30	延長保育
------	-----------------------------	-------	------

保育短時間認定 (保育園・小規模保育施設・認定こども園の保育所部分)

7:30	8:30	16:30	18:30
延長保育	短時間認定利用時間(原則的な利用可能時間) 8時間	延長保育	

【参考】

教育標準時間認定 (新制度の給付対象となる幼稚園・認定こども園の幼稚園部分)

7:30	10:00	14:00
一時預かり (幼稚園型)	教育標準時間(利用可能な時間) 4時間	一時預かり (幼稚園型)

保育認定区分・保育の必要量の区分の変更

認定区分を変更する場合

- ・仕事に就いたため1号認定から2号認定に変更、または仕事を辞めた、仕事はしているが幼稚園を利用するため2号認定から1号認定に変更したい等により認定区分を変更する場合は申請が必要となります
- ・平成27年度中に3歳の誕生日を迎えるお子様については、3号認定から2号認定に変更になりますが、申請の必要はありません誕生日前には市から2号認定証を交付します

保育必要量の時間区分(短時間・標準時間)の変更

- ・就労先が変わったり、就労時間が変わった場合には申請により、時間区分(短時間・標準時間)を変更することができます
- ・短時間認定を受けたが、利用している事業所の設定する原則的な利用可能時間の8時間では、恒常的に延長保育が必要になる場合は、申請により、標準時間に変更することができます(ただし、市が認める場合に限る)

求職活動中であつたが就労した場合

- ・就労証明の提出により認定の期間を変更できます